

第1回社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会における主な意見（概要）

（注）委員の発言を事務局でとりまとめたものである。

1. 会計監査人候補者の選び方について

- 会計監査人監査にかかるスケジュール例については、一般的な会計監査人の選任プロセスになっているので違和感はない。
- 予備調査とは、会計監査を実施するにあたって、監査対象法人のリスクを評価するためのものであり、必ず実施する必要がある。改善期間については、社会福祉法人が必要に応じて公認会計士の指導を受けながら、組織や仕組みについて改善する重要な期間となる。
- 会計監査人候補者の選定基準の例については、独立行政法人に倣っているものであり問題はない。
- 会計監査人導入にあたっての準備期間が他法人などの過去の例と比べて短いのではないか。
- 会計監査人については、社会福祉法人から独立性が担保されていることが必要である。公認会計士法では、過去1年以内に法人の役員等であった者は会計監査人となることはできないこととされており、この点について社会福祉法人に対して周知すべき。
- 会計監査人候補者の選定基準の例については、もう少し具体的に書くべきではないか。監査の基本方針など社会福祉法人が判断することが困難な項目もあるのではないか。
- 予備調査については、別途、契約が必要であることを明記すべき。
- 社会福祉法人が行う事業には公的費用が多く投入されている。したがって、社会福祉法人が当該公的費用の中から会計監査に係る費用を支出することに関しては、国民への説明責任としての監査項目の重点化、監査費用の明確化が必要ではないか。
- 監査費用については、基本的には監査時間に比例するものである。監査時間については、法人の収益額だけでなく事業内容の複雑さの程度にも影響を受けるものである。事業内容が単純であっても複数の拠点で管理が別々に行われている場合はそれぞれの拠点を見に行く必要があるが、複数の拠点で統一的な管理を行い内部統制が整備されている場合にはいくつかの拠点を見に行けばよいという点で

監査時間を減少させることができる。

- 社会福祉法人においては、以前は行政の措置により事業を行っていた関係で、経営の歴史がまだ浅いことから、特に収益が 10 億円から 20 億円に満たない法人では内部統制や本部機能が未成熟な法人が多いのではないか。
- 社会福祉法人は行政による指導監査を受けながら運営をしている。会計監査の導入にあたっては、行政による指導監査を受けている点も考慮すべき。
- 運営費の使途制限や措置費の弾力運用といった社会福祉法人固有の制度について熟知したうえで対応できる、知見を備えた監査法人や公認会計士を確保していくなどの体制整備が必要ではないか。
- 社会福祉法人については、今まで法定監査は存在していなかったことから、社会福祉法人固有の制度について十分に知見のある公認会計士は少ないかもしれない。そのため、日本公認会計士協会では、公会計協議会に社会保障部会というネットワークをつくり、社会福祉法人等に関する情報提供や研修の実施等を行っており、現時点で 1000 人程度の加入者になっている。これらの活動を充実していくことにより、社会福祉法人等からの期待に応えられるような体制作りを努めていく。

2. 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）について

- 会計監査については、法人単位の決算書に対して監査意見を表明することが基本的なスタンスである。したがって、社会福祉法人における監査証明の範囲を法人単位の計算書類とすることに関しても問題はない。ただし、法人単位の計算書類は拠点区分の計算書類の積み上げであるため、拠点における個々の取引が適正に仕訳され集計されているプロセスができていくことが必要であり、この点は内部統制の整備・運用状況の確認という観点でチェックしていくことになる。
- 会計監査とは計算書類における虚偽報告のリスクをできるだけ低減させるための社会制度であると理解している。虚偽報告には、誤謬と不正の二つの構成要素があり、このことを踏まえて証明範囲を考えていくべきではないか。
- 会計監査によりかかるコストと、得られる便益とのバランスを考えることが必要ではないか。アメリカでは、過度に財務諸表の信頼性を担保しようとした結果、現場の負担を招き、収益性や成長性を阻害した過去の例もあるため、どちらかに偏りすぎることなく、得られる便益を念頭に置きつつかかるコストを考える必要がある。
- 虚偽報告による社会的、経済的影響については、株式会社であれば配当原資への影響や社会的な評価の低下等を通じて投資家等に損失を与えることになる。一

方、社会福祉法人における虚偽報告による社会的、経済的影響はどの程度あるのかについても視野に入れた上で、証明範囲を考える必要がある。

- 証明範囲については、結論としては第1様式とすることが現実的ではないか。ただし、監査リスクを低減させるためには一定の第4様式も監査の対象にせざるを得ないと思われる。全ての第4様式を証明範囲にすると膨大な費用がかかり、費用対効果の観点から現実的ではない。
- 費用対効果を踏まえると、第1様式を監査証明範囲とすべき。ただし、会計監査の導入は、社会福祉法人に対する社会的な信頼性の担保が大きな目的であり、社会福祉法人としての非営利性が確保されているかの観点からは、例えば、市場価格と比べて高い価格の取引をしていないかなどの視点が必要ではないか。
- 監査証明の範囲は法人単位の計算書類となる場合でも、法人単位の計算書類は各拠点すなわち各施設の計算書類の積み上げになるため、各施設の計算書類に計上されている固定資産等を確認してその積み上げを確認していく必要があるという点で施設も見ることにはなる。
- 現在、会計監査制度における不正リスクに対する社会的な要請は強くなっており、社会福祉法人においても同様の要請があると理解している。直接会計に関係がない不正であっても、経営者がそのような不正を放置するような姿勢であれば、監査意見に影響を及ぼすこともあり、無視できるものではない。

3. 会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）について

- 会計監査で重視するのは、法人全体に影響を及ぼすような基盤となる経営方針・経営判断に関する仕組みや体制であり、中でも経営者の誠実性は最も重視する。経営者が誠実であれば適切な仕組み作りが行われ、職員にも影響を与えるものである。そのため、経営者の資質を理解するために、経営者とのコミュニケーションを十分にとった上で会計監査を進めることが必要である。また、購買プロセスなど個々のプロセスについては、不祥事の事例が起きているということであれば、当然重点的に確認していくことになる。その際、内部統制の整備や運用状況がよければ、監査のテスト件数は減り、よくなければ取引全件を確認する可能性もある。
- 行政による指導監査は不正を発見・防止することに一定の効果を発揮してきており、特に措置費の用途制限などに関することは行政による指導監査でカバーされてきた。一方、行政は計算書類を見るのが苦手であることもあり、行政による指導監査と会計監査人による監査の役割を分けていくことも、監査の重点項目を検討する際の一つの視点ではないか。

- 会計監査人と行政との役割分担についてどのように整理するかによって、法人の負担を減らしていくことができるのではないか。
- そもそも社会福祉法人は、利益を過剰に見せたり、課税されないために利益を過小に見せようとする誘因はない組織であるという点で営利企業とは異なる。利用者の処遇に使われるべき公的な資金が会計監査に過度に使われることのないように、重点事項を絞り込み、非営利性が担保されているかの確認などに限定すべきではないか。
- 行政による指導監査と会計監査人による監査の役割分担は大きな論点である。確かに行政による監査において会計のチェックをするのは難しい部分があり、特に現預金の出納管理、請求による支払業務、大規模な修繕や高額な物品の購入の3点は、会計監査人の監査において重点的に監査すべき。
- 公的費用が投入されている法人には国民への説明責任が課されることが当然であり、例えば社会保障が充実しているオランダでは、小さな企業であっても社会福祉事業を行っている以上、公認会計士による監査を受けることが義務付けられている。この点で、今回の社会福祉法人に対する会計監査の導入には当然賛成であるが、社会福祉法人が行う事業はシンプルな事業であることから、営利企業と同じ監査ではなく、監査の項目数を減らし費用を減らすことを検討すべきである。
- 会計監査を実施するにあたってのリスク評価に関しては、営利法人と非営利法人では当然視点が異なる。日本公認会計士協会において、社会福祉法人の監査にかかる実務指針等を示し、できる限り全ての公認会計士がそれに従って効率的に社会福祉法人に対する会計監査を行えるよう進めていく。

以 上